

第275回岩手県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 開催通知年月日 令和5年3月22日(水)
- 2 開催年月日 令和5年4月19日(水) 午後1時45分から午後2時37分まで
- 3 開催場所 岩手県水産会館5階大会議室

4 出席者

委員(7名)

佐藤由也委員、菊池岩男委員、佐井守委員、柏真喜子委員、村山定雄委員、
島川良英委員、伊藤絹子委員

[欠席委員：峰岸有紀委員、高橋愛委員、佐野賢治委員]

岩手県

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長、太田漁業調整課長、野澤振興担当課長、藤原主任主査、堀越主任主査、荒木主任主査、高梨主任、筒井沿岸広域振興局水産部長、志田宮古水産振興センター所長、阿部大船渡水産振興センター所長、工藤県北広域振興局水産部長、野呂内水面水産技術センター所長

事務局

前川事務局長、大野事務局次長、加賀主任主査

傍聴者

石田享一

報道関係者

岩手日報社 和合真也

5 委員会の議事

第1号議案 内水面漁場計画の案について(答申)

第2号議案 内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について(諮問)

第3号議案 中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について

6 委員会の経過

前川事務局長

お待たせをいたしました。それでは、定刻になりましたので、会長から開会をしていただき、併せて御挨拶をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今から、第275回岩手県内水面漁場管理委員会を開催いたします。開催に当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しいところ御出席をいただきまして、ありがとうございます。また、県の方々にも御出席をいただき、大変、御苦勞様でございます。

さて、本日でございますが、議案は3件を予定してございます。御審議いただく議案につきましては、内水面漁場計画の案について(答申)、それから、内水面における小型

定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮についての県からの諮問、それから、毎年度、盛岡市、そして釜石市からの要望に基づいて発動しております中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示についてでございます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。よろしくお願いいたします。

前川事務局長

ありがとうございました。次に、本日は令和5年度に入りまして最初の委員会となりますので、議事に入ります前に、本年4月1日付けで人事異動となった職員の紹介をさせていただきます。異動者名簿は、会議次第の次でございますので、御覧ください。

最初に、知事部局職員につきまして、森山水産担当技監心得から紹介をお願いいたします。

森山水産担当技監心得兼水産振興課総括課長

それでは、この度の定期人事異動で異動がございました職員につきまして、お手元の名簿で御紹介させていただきます。

(名簿により紹介)

知事部局につきましては、以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前川事務局長

続きまして、海区漁業調整委員会事務局の職員について、私から紹介をさせていただきます。

(名簿により紹介)

異動職員の紹介につきましては、以上となります。

前川事務局長

それでは、これからの議事進行につきましては、会長をお願いいたします。

佐藤会長

それでは、議事に入りますが、その前に本日の出席委員を確認させていただきます。

本日は、峰岸有紀委員、高橋愛委員、そして佐野賢治委員の3名が欠席でございますが、7名の委員の出席でございますので、会議は成立いたします。

次に、本日の議事録署名委員についてであります。岩手県内水面漁場管理委員会規程第8条第2項の規定に基づき、私から指名させていただきます。本日の議事録署名委員として、島川良英委員と柏眞喜子委員をお願いをいたします。

佐藤会長

それでは、第1号議案「内水面漁場計画の案について（答申）」を上程いたします。事務局からの説明をお願いします。

前川事務局長

それでは、第1号議案について御説明いたしますので、赤色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第1号議案「内水面漁場計画の案について（答申）」。要旨、岩手県知事から、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第2項において準用する同法第64条第4項の規定により諮問のあった内水面漁場計画の案について、当委員会の意見を述べようとするものでございます。

表紙をめくっていただきまして、1ページに漁業権が免許されるまでのスケジュールを表に整理してございますが、本議案につきましては、去る3月22日に開催をいたしました第274回委員会において、県から内水面漁場計画の案を御説明いただき、その計画案を公聴会において意見を聴く案件とすることに御決定いただいたところでございます。

前回の第1号議案の資料をお持ちでない方、いらっしゃいましたら事務局の方で余部を用意しておりますが、大丈夫でしょうか。前回の第1号議案で諮問のございました内水面漁場計画の案につきましては、漁業権の一斉切替えに係るものでございまして、延べ33件の第五種共同漁業権を内容としたものとなっております。

この計画案につきまして、答申するに当たって必要な公聴会を、先ほど、開催したところでございますが、利害関係者からの意見等の公述はございませんでした。

これまでの経過につきましては、以上となります。県から諮問のございました内水面漁場計画の案につきまして、よろしく御審議をお願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第1号議案についての説明が事務局からありましたが、これにつきまして、委員の皆様方から御意見、御質問等がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「はい」の声)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。御意見がないようでございますので、第1号議案についてお諮りをいたします。第1号議案「内水面漁場計画の案について」は、知事からの諮問に対し異議ない旨、答申することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、県に一任することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、答申することに決定いたします。

第1号議案 終了

佐藤会長

次に、第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について(諮問)」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

前川事務局長

それでは、第2号議案について御説明いたしますので、水色の表紙の資料を御準備願います。

第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、諮問。要旨、岩手県知事から、漁業権が設定されていない北上川本流域において適正な漁場管理を行うため、小型定置網(たが網を含む。)及び刺し網(複合式刺

し網を除く。)による採捕の許可の有効期間を短縮することについて、岩手県漁業調整規則(令和2年岩手県規則第66号)第32条第5項の規定により、当委員会の意見を求められているものでございます。

初めに、本議案に関連します岩手県漁業調整規則について御説明いたしますので、2ページを御覧願います。規則の抜粋になりますが、諮問の対象となる水産動物の採捕の許可は、第32条第1項に規定されている漁具又は漁法のうち、第2号の「小型定置網(たが網を含む。)」と第3号の「刺し網(複合式刺し網を除く。)」の2つでございます。

次に、採捕の許可の有効期間につきましては、同条第5項において「3年」と定められておりますが、ただし書きとして、「漁業調整のため必要があると認められるときは、知事は、3年を超えない範囲内で、内水面漁場管理委員会の意見を聴いて、その期間を別に定めることができる。」と規定されておまして、今回の知事からの諮問は、この規定に基づくものでございます。

それでは、1ページを御覧願います。令和5年4月7日付けで知事から当委員会の会長あてに提出がございました諮問書の写しになります。標題は、「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について(諮問)」。本文の読み上げは省略させていただきますが、内容については、「記」以下の1に許可の有効期間、2に有効期間を短縮する理由が記載されておりますので、これらを含めまして、諮問内容の詳細につきましては、県水産振興課から御説明をお願いします。

太田漁業調整課長

水産振興課、漁業調整課長の太田と申します。よろしく御願いいたします。

それでは、第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮」につきまして、御説明させていただきます。以降、着座にて失礼いたします。

資料の6ページを御覧ください。こちらに図表がございますが、先ず、図1に小型定置網及び刺し網の許可件数の推移を示してございます。凡例は、「■」が小型定置網、「○」が刺し網となっております。令和4年の許可数としまして、小型定置網は8件、刺し網は24件でございました。

図2に小型定置網と刺し網の総漁獲量の推移について示しております。凡例は図1と同様に、「■」が小型定置網、「○」が刺し網となっております。令和3年の小型定置網によります「もくずがに」の漁獲尾数は140尾となっております。一方、刺し網の漁獲実績につきましては、操業状況報告書が未提出なものが一部ありますので未集計となっております。図の方に令和3年の実績については示してございませんが、現在、手元に集計があるものの暫定の漁獲総量としましては、310キロというふうになってございます。

また、図3には刺し網によります漁獲の内訳というものを、これまでの推移を示しているものでございますが、こちら先ほど御説明させていただきましたとおり令和3年実績が未集計となっていることから、令和2年までの内訳ということで示しているものでございます。

それでは、2ページを御覧ください。先ほどの事務局の説明とも重複するところではございますが、岩手県漁業調整規則第32条第1項に基づきまして、小型定置網や刺し網によって水産動物を採捕しようとする者は知事の許可を受けなければならないとされているところでございますが、漁業権が設定されていない北上川本流におきましては、県は北上川本流漁業調整方針等を定めて許可を行っているところでございます。

3ページに、北上川本流漁業調整方針等を示してございますので、こちらを御覧ください。この方針の第1の(2)では、小型定置網につきまして基本的には許可しないこととしておりますが、ただし書きに、かきの採捕を目的とする場合には、別に定める方針によって許可することとしております。こちらの「別に定める」につきましては、4ページを御覧ください。こちらの4ページに小型定置網の許可方針について掲載してございます。こちらで許可の有効期間や対象者、それから採捕の期間などを定めて許可しているものでございます。

次に、3ページに戻っていただきまして、第2の(3)刺し網についてでございますが、こちらにつきましても別に定める許可方針によって許可するというようにしておりますが、「別に定める」というものにつきましては、5ページを御覧ください。こちらに、刺し網の許可方針を掲載しておりますが、許可の有効期間、それから対象者、採捕の期間などを定めて許可を行っているものでございます。

では、また改めて、資料2ページを御覧ください。岩手県漁業調整規則第32条第5項では、採捕の許可の有効期間は3年とされているところでございますが、北上川には漁業権が設定されておらず、稚魚放流などの増殖行為が行われていないため、増殖行為が行われている河川に比べて遊漁による漁獲圧や自然環境の変化による水産資源の枯渇が懸念されるところでございます。よって、水産資源の枯渇を未然に防ぐためには、漁場利用の実態や資源動向などを3年といわず年度ごとにきめ細かく把握し、毎年度の許可事務へ反映するなど、適正な漁場管理につなげる必要がございます。そのため、今回の諮問では、規則第32条第5項のただし書きを適用しまして、知事許可の有効期間を通常3年のところ、1年未満に短縮しようとするものです。

以上が諮問の内容となりますので、よろしく御審議を賜りますよう、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第2号議案について事務局及び県の方から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問がありましたら、お願いをいたします。

佐藤会長

ございませんか。

(「ありません」の声)

佐藤会長

はい、御意見がないようでございますので、第2号議案についてお諮りをいたします。第2号議案「内水面における小型定置網及び刺し網による採捕の許可の有効期間の短縮について」、異議ない旨、答申することに賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、異議ない旨、答申することに決定いたします。

第2号議案 終了

佐藤会長

次に、第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」を上程いたします。事務局からの説明をお願いいたします。

加賀主任主査

それでは、第3号議案について御説明いたしますので、黄色の表紙の資料を御準備願います。恐れ入りますが、以降、着座での説明とさせていただきます。

第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」。要旨、漁業権が設定されていない中津川及び米内川並びに甲子川において、盛岡市が放流するあゆ及びやまめ並びに釜石市が放流するあゆ、やまめ及びいわなの育成保護を図るとともに、遊漁の秩序を維持するため、漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動しようとするものでございます。

それでは、最初に本議案に関連する岩手県漁業調整規則の内容について御説明いたしますので、10ページを御覧願います。第39条に各魚種の採捕禁止期間等が定められておりまして、あゆにつきましては1月1日から6月30日まで、いわなにつきましては10月1日から翌年の2月末日まで、次のページに行きまして、さくらますにつきましては7月1日から翌年の2月末日まで、やまめにつきましては10月1日から翌年の2月末日までが、採捕禁止期間となっております。

また、第38条では、採捕禁止区域等が定められておりまして、中津川では「中津川と北上川との合流点から盛岡市地内の下の橋上流端までの間の水面」が採捕禁止区域となっております。なお、この中津川での採捕禁止区域に関しては、ただし書きの所で、「ただし、第3号に掲げる河川」、中津川は、ここに含まれるわけでございますが、その「河川の区域内における餌釣り、擬餌釣り、友釣り又は9月10日から10月10日までの間のあゆのがら掛けによる採捕については、この限りではない。」とされ、これらの漁法による採捕は規制の適用を受けないものとされております。

次に、本議案に関連する当委員会の内規である取扱要領について、御説明いたします。13ページを御覧願います。「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」として内規を定めておりまして、ポイントに下線を引いております。

先ず、1の趣旨の中で、「第五種共同漁業権が設定されていない河川において、自治体や任意の団体等が魚資源の保護及び増殖、河川環境の保全並びに住民等に対するレクリエーションの場の提供などを目的に稚魚等を放流する場合において、当該河川における魚類の採捕に関して禁止又は制限する当委員会の指示については、漁業法等の定めによ

るほか、この要領により取り扱う。」としておりました、その下の2で、「次の各号の要件のすべてを満たす場合に限り、発動する。」として、委員会指示の発動要件を整理してございます。

その要件として、(1)で、「指示の発動を要望する区域をその一部の区域とする市町村からの要望があること。」、(2)で、その区域は「第五種共同漁業権が設定されていない内水面の区域であること。」、(3)では、漁場管理の要件として「次のことについて実施する計画があること。」とし、アとして、「委員会指示により採捕を禁止又は制限しようとする魚類の稚魚等の放流並びにその保護及び増殖を図るための河川環境の保全の取り組みを実施すること。」、この場合の「稚魚等の放流の数量」については、「別に定める数量を下回らないもの。」として、14ページに「参考」として、その「別に定める数量」を表にしております。14ページを御覧願います。御覧のとおり、盛岡市から要望のある中津川及び米内川に関しては、あゆが150キログラム、やまめが40キログラム、釜石市から要望のある甲子川に関しては、あゆが200キログラム、やまめが20キログラム、いわなが10キログラムとなっております。

13ページの下にお戻りいただきまして、この放流に関しまして御説明いたします。2の(3)のアの下から2行目のところで、「管内の任意の団体等の協力によって当該数量の放流を確実に実施できる場合には、その放流をもって市町村の放流とみなすことができる。」という取扱いとしてございます。今回の要望では、釜石市がこれに該当します。

14ページを御覧ください。もう一つの漁場管理の要件として、イで、「住民等に対して委員会指示を周知するとともに、その遵守状況の把握とトラブルの防止に努めること。」となっております。

中津川及び米内川並びに甲子川における魚類の採捕に関し、制限する委員会指示につきましては、盛岡市と釜石市からの要望に対応し、これまでも継続して発動してきておりますが、この度、令和5年の委員会指示の発動に関し、両市から要望書が提出されておりますので、次にこの内容について御説明いたします。

15ページを御覧願います。これは、令和5年3月20日付けで盛岡市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。具体的な内容については、次の16ページを御覧願います。

1の要望内容の所には、「市民遊漁の川として親しまれている中津川及び米内川を今後も維持するためには、稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖等に努めるとともに、河川環境の保護を図る必要がある。このことから、秩序ある遊漁を行うことにより魚類の育成保護を図るため、委員会指示を受けたく要望するものである。」と、前年と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望の内容として、区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、「アの区域」と「イの区域」に分けて表に整理されております。「アの区域」は下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域、「イの区域」は中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域で、こちらも前年と同様の区域となっております。

この「アの区域」と「イの区域」について地図上に示した資料がございますので、7ページを御覧願います。この地図の黒く塗られている河川が、要望書に示されておりまして長い「アの区域」でございます。一方、左の下の点線でお示した範囲が「イの区域」となっております。

16ページにお戻り願います。最初に「アの区域」、下ノ橋より上流でございますが、あゆの餌釣りは令和5年7月1日から同年12月31日まで、あゆのがら掛けは令和5年7月1日から同年9月9日まで及び令和5年10月11日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和5年7月1日から同年7月1日まで、こちらは指示の案文では7月1日と表記することにいたします。さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは令和5年6月1日から同年7月1日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

次に「イの区域」、下ノ橋より下流でございますけれども、あゆの餌釣りは令和5年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和5年7月1日から同年7月1日まで、こちらも指示の案文では、先ほどと同様に7月1日と表記いたします。さくらますを除くその他の魚種の流し毛ばり釣りは令和5年6月1日から同年7月1日までが、それぞれ採捕禁止期間とされております。

続きまして、規制の必要性についてですが、次の17ページを御覧願います。規制の必要性として、前年と同様に乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚については5月に約1万8千尾、150キログラム、6月に約5千尾、150キログラムを中津川の中津川橋下流から中の橋下流の区域に、また、やまめの稚魚については5月に約7千8百尾、40キログラムを外山川と米内川の合流点下流から上の橋下流の区域に放流する計画とされております。

次に、18ページを御覧願います。5の漁場管理につきましても、前年と同様に立て札の設置、盛岡市が依頼して河川の監視を行っている魚族監視人による巡視、河川清掃の実施が計画されております。

その下の6には、前年度の実績として(1)の表に種苗放流等の実績、(2)の表に漁場管理等の実績が、それぞれ記載されております。

また、7のその他には、今年の計画として初心者向けのあゆ釣り教室を、あゆの解禁日であります7月の第1日曜日に当たる7月2日に中津川与の字橋から毘沙門橋までの区間において実施予定であること等が記載されてございます。以上が、盛岡市からの要望でございます。

次に、釜石市からの要望について御説明いたします。19ページを御覧願います。

これは、令和5年3月24日付けで釜石市長から当委員会の会長あてに提出された要望書の写しでございます。具体的な内容につきましては、次の20ページを御覧願います。

1の要望内容には、「甲子川を市民のレクリエーションの場とし、誰もが自由に遊漁を楽しめる川にするためには、各種稚魚の放流等を実施して魚類資源の増殖、保護に努めるとともに、河川環境の保護を図っていくことが重要である。また、それと同時に、甲

子川をいつまでも良い状態で残していくためには、自然保護の精神に基づいた秩序ある遊漁を推進していくことも必要であり、そのためには漁場利用における制限を設定する必要がある。そこで、岩手県漁業調整規則を遵守しながら、今以上に甲子川の自然を守っていくために、委員会指示を要望するものである。」と、前年と同様の内容が記載されております。

次に、2の要望内容として区域及び魚種別、漁具又は漁法別の禁止期間について、「(a)の区域」と「(b)の区域」に分けて表に整理されております。「(a)の区域」は矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの区域、「(b)の区域」は五の橋下流端から枯松沢との合流点までの区域とされております。この「(a)の区域」と「(b)の区域」についても地図上に示した資料がございますので、8ページを御覧願います。この地図の右側の所の点線でお示した範囲、向かって右側の方が海に近い、河口の方になりますけれども、点線でお示した範囲が要望書に記載されております「(a)の区域」でございます。一方、「(b)の区域」、黒く長い実線になっておりますけれども、この示した広い範囲の部分が「(b)の区域」となっております。

次に、「(a)の区域」と「(b)の区域」における採捕禁止期間について御説明いたしますので、20ページにお戻り願います。最初に、2(1)、(a)の区域、五の橋より下流についてですが、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和5年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和5年7月1日及び令和5年9月15日から同年12月31日まで、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和5年6月1日から同年6月30日まで、その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和5年6月1日から同年7月1日までの期間が、それぞれ採捕禁止期間となっております。

次に、(b)の区域、五の橋より上流になりますけれども、あゆの餌釣り又はがら掛けは令和5年7月1日から同年12月31日まで、あゆの擬餌釣り又は友釣りは令和5年7月1日、さくらますの餌釣り又は擬餌釣りは令和5年6月1日から同年6月30日まで、その他の魚種の餌釣り又は擬餌釣りは令和5年6月1日から同年7月1日までの期間が、それぞれ採捕禁止期間となっております。

続きまして、3の規制の必要性についてですが、前年と同様に乱獲防止、産卵親魚の保護、放流稚魚の育成保護、適正な漁場利用などが記載されております。

次に、21ページを御覧願います。4として放流計画が記載されておまして、あゆの稚魚300キログラムを新開橋上流から砂子渡橋下流の区域に5月に放流、やまめの稚魚25キログラムを鈴子町JR鉄橋上流から愛染橋下流までの区域、いわなの稚魚15キログラムを不動橋上流から愛染橋下流までの区域に、それぞれ6月に放流する計画とされております。この稚魚放流につきましては、管内の釣り団体等の協力によって実施される計画でございますので、その協力団体である「甲子川鮎釣協力会」の総会資料の抜粋を22ページから28ページまでに添付しております、後で御覧いただきたいと思います。細かい説明は省略させていただきますが、釜石市長も当該団体の役員の一人名となっており、また、この団体につきましては事務局が釜石市役所の水産課であることから、これまでも

市との強い連携の下で稚魚放流等を行ってきた経過がございまして、本年も稚魚放流や啓発普及活動等を行う計画とされております。

5の漁場管理についてでございます。遊漁方法や遊漁期間に関する制限について、市の広報誌に掲載して市民に周知すること、資源保護及び遊漁マナーの向上のためポスターの掲示を行うこと、甲子川漁業監視員による巡視、河川清掃の実施等が計画されております。

次に、29ページを御覧願います。釜石市の前年度の稚魚等の放流実績が記載されております。釜石市のほか、甲子川鮎釣協力会の協力も得ながら、あゆ等の種苗放流が計画どおり実施されております。

次に30ページを御覧願います。前年度の漁場管理の実績が記載されております。稚魚放流のほか、河川敷のゴミ拾い、資源保護及び遊漁マナーの向上を目的としたポスターの掲示、漁業監視員による巡視などが実施されております。以上が、釜石市からの要望でございます。

次に31ページを御覧願います。盛岡市及び釜石市からの要望が、前段で御説明いたしました当委員会の内規である「魚類の採捕に関して禁止又は制限する委員会指示の取扱要領」で規定する委員会指示発動要件を満たすものであるかどうかを表に整理しております。委員会指示を発動する要件を、表の左側に(1)要望、(2)区域、(3)漁場管理の3つに区分して記載しておりまして、それぞれ、盛岡市からの要望を表の中央に、釜石市からの要望を表の右側に整理しております。

盛岡市及び釜石市からの要望につきましては、先ほどのこれまでの説明と同様ですので説明は省略させていただきますが、その内容は委員会指示を発動する要件を満たしているものと判断されますことから、事務局といたしましては、これまでと同様に、魚類の採捕に関し、制限する委員会指示を発動することが適当であると考えております。

それでは、1ページを御覧願います。指示案でございます。委員会指示の内容を1ページ及び2ページに示しております。冒頭部分について、読み上げます。岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号。漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項及び第171条第4項の規定に基づき、次の河川における魚類の採捕に関し、次のとおり制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。日付けにつきましては、本日、御承認いただければ、5月12日を予定しております。会長名でお出しします。以下の委員会指示の内容につきましては、先ほど御説明いたしました内容と同じですので、読み上げは省略させていただきます。

続きまして、3ページから4ページを御覧願います。左側に令和4年、昨年度の委員会指示を、その右側に令和5年、今年度の委員会指示(案)を示した新旧対照表でございます。変更となる箇所を下線を引いております。また、一番右側に変更の理由等を記載しておりますけれども、毎年、7月の第1日曜日があゆの解禁となっていることから、日にちの変更等に伴った内容となっております。

次に、5ページを御覧願います。これまでのまとめでございます。委員会指示が発動された際の状態について、5ページに中津川及び米内川、6ページに甲子川における水産動物の採捕について、県の漁業調整規則による規制と当該委員会指示による規制について整理しております。5ページの中津川及び米内川についてですが、魚種別、漁具又は漁法別に採捕禁止期間を示しております、グレーの箇所が県の漁業調整規則による禁止、黒色の箇所が今回の委員会指示による禁止、色付けしていない箇所が採捕できる期間を示しております。同様に、甲子川についても、同様に示しております。

第3号議案の説明については以上となります。なお、この委員会指示につきましては、県報登載に当たり、県の法規担当と協議する関係から、内容の変更を伴わない字句等の修正につきましては、事務局に御一任くださるよう、お願いいたします。よろしく御審議の程、お願いいたします。

佐藤会長

ただ今、第3号議案について事務局から説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様方から御意見、御質問等があれば、お願いをいたします。

(伊藤委員、挙手「ちょっといいですか。」)

佐藤会長

はい、伊藤委員、どうぞ。

伊藤委員

詳しい御説明、ありがとうございました。この内容について、特に異論っていうか、そういうのは無いんですけども、ちょっと、教えていただきたいと思うのが、この中津川とか甲子川でどの位の人が利用されているとか、そういう情報というのは分かりませんか。もし分かればお聞きしたいと思ったもので、ちょっとこれとは外れてしまうんですけど。

加賀主任主査

釜石市、盛岡市、それぞれから新聞記事に載ったものはいただいていたんですけども、ちょっと人数の方までは。

漁業権が設定されていれば、例えば釣券の販売数ですとかで把握できるんですけども、基本的に市がやっているものですので。

伊藤委員

市民の皆さんが楽しんでいるという、分かりました、ありがとうございました。

佐藤会長

その他はございませんか。

(「なし、ありません」の声)

佐藤会長

はい、御意見なければ、3号議案についてお諮りをいたします。第3号議案「中津川及び米内川並びに甲子川の魚類の採捕に関し、制限する委員会指示について」、原案のとおり指示することとし、内容の変更を伴わない字句等の修正については事務局に一任することに、賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

佐藤会長

はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので、原案のとおり指示することに決定をいたします。

第3号議案 終了

佐藤会長

本日の議案につきましては、以上でございます。次に、次第の4でございます。その他に移ります。委員の皆様方から、その他として何かございませんか。

(佐井委員、「挙手」)

佐藤会長

はい、佐井さん、どうぞ。

佐井委員

質問というか、答えは知らないんですが、少し不思議だなあと思っていることがございまして。答えが出るか分からないんですが、第2号議案の刺し網に関してなんですけども、6ページの表を見ると昭和59年から平成30年まで、刺し網の許可数が激減してるんですけども、この原因というのは岩手県さんの方で何が原因なのか把握してあるのかということと、後、もう一つ、かについていう部分があるんですが、資源の保護をイメージした許可の有効期間を短くするっていうんですが、対象となるかにかが全体的に増えているのか、減っているのかというのは、把握してらっしゃるのか、ということが一つと、後、もう一つなんですけど、先ほどの第3号議案の毎年行われている中津川、米内川、甲子川の部分で、これ、例えば市長さんの方からですね、毎年申請があるんですが、これ、毎年同じ議論してまして、例えば、これ、令和5年7月1日から、期間がですね、これが令和10年の12月31日まで申請されたときに、これ、漁場管理委員会で許可していいのか、毎年、同じ議論をしなければならなくて、これが3年ぐらい伸びても許可できるのかどうかを聞きたいです。

佐藤会長

はい、太田さん、どうぞ。

太田漁業調整課長

先ず、北上川本流でのかにの採捕でございますが、昭和59年から平成30年にかけて許可件数が減っておりますのは、新規の方についての申請というのは基本的に受け付けていないので、やっている方の減少に応じて許可件数が減っているところでございます。もくずがにの資源量につきましては、県として積極的に調査を行っている訳ではございませんが、ここ数年の漁獲数がほとんど変化がないということなので、これで見ますと、低い値で今のところ推移していると、今のところ見えるんですが、調査そのものをしておりませんので、細かいところまでは把握できていないというのが現状でございます。

前川事務局長

第3号議案の釜石市、盛岡市からの要望に基づく委員会指示の有効期間の関係でござ

いますが、確かに毎年同じ要望で、その年の曜日の関係で禁止する時期がずれてくるといっただけの内容になってございます。委員会として、13ページ、14ページに内規を定めている関係上、それぞれ、要望団体からの放流量の基準を設けておきまして、それぞれ盛岡市、釜石市さんの場合には鮎釣り協会とのその年度年度の収支計画なりあると思いますので、その辺を確認しながら、単年度ごとに指示をしていくということが、委員会として適正な処理かなあというふうには思っております。

佐藤会長

佐井さん、いいですか。

佐井委員

お世話様です。

佐藤会長

その他はございませんか。

委員の皆さんからないようであれば、県の方からは何かございませんか。

太田漁業調整課長

ございません。

佐藤会長

それでは、事務局から何かございませんか。

前川事務局長

それでは、事務局から御連絡をいたします。次回、第276回の委員会につきましては、急な案件がない限り、8月の開催を予定しております。御審議いただく議案でございまして、第五種共同漁業権の免許に係る県からの諮問などを予定しております。開催日程、議案等が確定いたしましたら、文書で御案内させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

事務局からは、以上でございます。

佐藤会長

はい、ありがとうございます。それでは、これで本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて委員会を閉会といたします。皆様、大変、御苦勞様でございました。

終了（午後2時37分）
